

## 大会における研究発表の特許手続き上の証明について

本学会は、特許法第 30 条第 1 項の規定による「特許庁長官が指定する学術団体」に平成 12 年 6 月 14 日をもって指定されました。この規定は、新規性喪失等に対する救済措置に関するもので、大会で「文書（講演要旨、スライド、OHP、ポスター等）」をもって発表したものでも、特許庁の定めた期間内に出席を行えば、発明または考案が保護され特許出願が可能になるというものです。

つまり、本学会大会において文書をもって発表し、

- (1) その発表した日より 6 ヶ月以内（講演要旨集発行の日より起算）、その発明者が実用新案または特許について、『特許法第 30 条第 1 項の適用を受けようとする旨を記載した書面』を特許出願と同時に特許庁長官に提出し、
- (2) 更に、その発明または考案が『本学会開催の大会で発表されたものであることを証明する「本学会発行の証明書」を出願の日より 30 日以内に特許庁長官に提出するとき』は、その発明または考案は新規性を失わないと認められることになっています。

特許出願をお考えの方は、その詳細が特許庁ホームページ <http://www.jpo.go.jp> に掲載されていますので、必ず御覧下さい。また、更にご質問がある方は、直接特許庁にお問い合わせ下さい。

なお、第 30 条の規定により特許出願を行う場合は、ケース 1 あるいはケース 2 に従い、以下の例に示すような本学会発行の『証明書』等が必要となります。

ケース1：講演要旨に記載の内容のみを保護の対象にする場合

下記の『証明書(1)』を申請者が作成し、それに講演要旨集の表紙、プログラム該当ページ、講演要旨および講演要旨集の奥付を添付して袋とじにして下さい。これを2部作り、返信用封筒(宛名記入、切手貼付)とともに、本学会事務局にお送り下さい。学会事務局で『証明書(1)』に押印後、一部を返送致します。

証明書(1)の例：

特許法第30条の規定に基づく証明書	
	平成18年○月○日
特許庁長官 殿	マリンバイオテクノロジー学会 会長 松 永 是 印
マリンバイオテクノロジー学会の開催する研究集会に下記の通り発表されたものと相違ないことを証明する。	
記	
1. 研究集会名	第9回マリンバイオテクノロジー学会大会
2. 開催日	平成18年5月○日
3. 開催場所	東京海洋大学
4. 文書の種類	講演要旨
5. 発表者名	海洋 太郎 (連名の場合は全員の名前を記入)
6. 文書に表現されている発明の内容	○○○○○に関する発明
	以上

ケース2：講演要旨集にない事項についての発表を保護の対象にする場合

- (イ) 発表者は、発表の基になる原稿、図面等の「文書」(全部または必要部)を作成して、あらかじめ座長に提出し、発表後、口頭で発表したことの事実を座長に「確認」してもらいます(講演要旨に記載されたものと全く同文あるいはコピー複写を特許庁に提出される場合は、座長の「確認」は必要ありません)。
- (ロ) 座長の「確認」を受ける場合には、下記の『確認書』および『証明書(2)』を発表者が作成し、『証明書(2)』、『確認書』、講演要旨集の表紙、プログラム該当ページ、講演要旨、図面等の「文書」および講演要旨集の奥付を添付して袋とじとし、これを2部作成して下さい。
- (ハ) 出願人が、本学会発行の証明書を特許庁長官に提出するときは、座長の押印した『確認書』を含む上記袋とじされたもの2部を返信用封筒(宛名記入、切手貼付)とともに、本学会事務局にお送り下さい。学会事務局で『証明書(2)』に押印後、一部を返送致します。

確認書の例：

特許法第 30 条の規定に基づく確認書	
	平成 18 年〇月〇日
特許庁長官 殿	マリンバイオテクノロジー学会大会 座長 〇〇 〇〇 印
第 9 回マリンバイオテクノロジー学会大会において、添付の文書の通り発表あったことを確認いたします。	
記	
1. 発表日時	平成 18 年 5 月〇日
2. 講演場所	(例：東京海洋大学講義棟 〇〇会場)
3. 講演番号	(例：〇〇〇〇)
4. 発表者および演題	(例：海洋 太郎、「(演題名)・・・」)
	以上

証明書（2）の例：

特許法第 30 条の規定に基づく証明書	
	平成 18 年〇月〇日
特許庁長官 殿	マリンバイオテクノロジー学会 会長 松 永 是 印
本学会開催による第 9 回マリンバイオテクノロジー学会大会において、産総研太は、添付の文書をもって発表したことを証明いたします。	
記	
1. 発表日時	平成 18 年 5 月〇日
2. 講演場所	(例：東京海洋大学講義棟 〇〇会場)
3. 講演番号	(例：〇〇〇〇)
4. 発表者および演題	(例：海洋 太郎、「(演題名)・・・」)
	以上

(注)

1. 発表者が連名の場合は、「確認書」、「証明書」、「文書」とも全員の名前を記入すること。
2. ポスター発表の場合は、座長をポスター会場責任者に変更して下さい。ポスター会場責任者は、大会事務局で指定する方となります。
3. 本規定は、本学会第5回大会（平成13年）が初めての適用となりました。なお、発表後に特許出願の必要が生じた場合、本学会が証明できるのは講演要旨集記載事項のみとなりますのでご注意ください。ご不明な点は、本学会事務局（佐藤真由美 電話 03-3434-1083）まで、ご連絡下さい。
4. 過去の大会の発表には適用されませんのでご注意ください。
5. 座長をなさる方は、講演者から「確認書」への確認印を求められた場合、発表内容と「確認書」の内容をよくご確認の上、「確認書」の座長印とケース2 - (ロ) に示した袋とじされた裏表紙に割印を押して下さい。
6. 講演要旨集の発行日は、平成18年5月27日となります。